

海津市地域公共交通会議財務規程 (案)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、海津市地域公共交通会議設置要綱(以下「要綱」という。)

第 1 3 条の規定に基づき、海津市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第 2 条 交通会議の予算は、海津市からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とし、交通会議の運営及び事業に係る経費を歳出とする。

2 交通会議の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わるものとする。

3 交通会議の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度の予算を調整し、交通会議に諮るものとする。

4 会長は、前項の規定により、予算が交通会議の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに海津市長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第 3 条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調整し、速やかに交通会議に諮るものとする。

2 前項の既定により、補正予算が交通会議の承認を得たときは、前条第 4 項の規定を準用する。

(予算の区分)

第 4 条 歳入予算の款、項及び目の区分は別表第 1 のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表 2 のとおりとする。

3 会長は、当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第 1 及び別表第 2 に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第 5 条 会長は、歳出予算の流用をしたとき、又は予備費の充用をしたときは、直後の交通会議においてこれを報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第 6 条 交通会議の出納は事務局長が行う。

2 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(交通会議出納員)

第 7 条 事務局長は、交通会議の事務局員のうちから交通会議出納員を命ずることができる。

2 交通会議出納員は、事務局長の命を受けて、交通会議の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第 8 条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続きは、海津市の例により行うものとする。

2 交通会議の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、交通会議の決算を調製し、交通会議の承認を受けるものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、要綱第7条に規定する監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により交通会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに海津市長に送付しなければならない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1(第4条第1項関係)

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第2(第4条第2項関係)

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費